

手当・助成制度

赤ちゃんが生まれ「出生届」を出したら、児童手当などの手続きを忘れずに！
また、白老町に転入した時にも手続きが必要です。



産後に受ける手当・助成制度

児童手当 中学生までの児童を養育されている方に支給されます。

支給額	●3歳未満	一律 月額 15,000円
	●3歳以上小学校終了前	月額 10,000円 (第3子以降は、15,000円)
	●中学生	一律 月額 10,000円
	●特例給付(所得制限限度額超過者)	一律 月額 5,000円

※児童の数は、18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間の児童の中で数えます。

※令和4年6月分の手当から、所得上限限度額が新設され、受給者の所得が所得上限限度額以上の場合、児童手当・特例給付は受給できなくなり、受給資格は消滅となります。

●問合せ 子育て支援課 子育て支援グループ ☎85-2021 (いきいき4・6 2階)

乳幼児等医療費助成制度

小学生以下を対象にした医療費助成制度です。なお、母子(父子)家庭の方は、ひとり親家庭等医療費助成制度、身体障がい者手帳等をお持ちの方は、重度心身障がい者医療費助成制度の対象となります。

区分		助成内容
住民税課税世帯の子ども	0歳～2歳	保険診療の自己負担額2割のうち、初診時一部負担金(医科580円、歯科510円)をご負担いただき、それ以外を助成します。
	満3歳～小学校入学前	保険診療の自己負担額2割のうち、1割をご負担いただき、それ以外を助成します。
	小学生	入院のみ保険診療の自己負担額3割のうち1割をご負担いただき、それ以外を助成します (通院は助成対象になりません)。
住民税非課税世帯の 0歳～小学生		保険診療の自己負担額のうち、初診時一部負担金(医科580円、歯科510円)をご負担いただき、それ以外を助成します。なお、小学生は、入院のみ助成対象となります。

※所得制限があり、保護者(父・母)の所得が限度額を超過した場合は対象となりません。

※住民税非課税世帯→「主たる生計維持者」及び「世帯全員」が町道民税「非課税」である世帯。

※負担したお子さんの医療費は、子ども医療費の助成対象となる場合があります。(詳細P.11)

注1) 1ヶ月の一部負担額が一定の限度額を超えた場合は、払い戻しを受けることができます。

注2) 日本スポーツ振興センターの災害給付金など、他の制度の助成を受けられる場合は対象外となります。

●問合せ 町民課 後期高齢・医療給付グループ ☎82-2325

未熟児の養育医療給付制度

出生体重が2,000g以下であるなど、医師により入院治療が必要であると診断された赤ちゃんを、指定養育医療機関で治療する際に、その医療費を給付する制度です。

給付対象となる医療費は、医療保険を適用した後の自己負担額と食事代が対象です(保護者の町民税の額に応じて自己負担額が異なります)。

●問合せ 町民課 後期高齢・医療給付グループ ☎82-2325

